

土木工事共通仕様書（案）の一部改正について （平成27年4月1日以降契約工事より適用）

建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請け契約を締結する全ての場合に拡大されることとなりました。

土木工事共通仕様書（案）平成26年4月 奈良県県土マネジメント部 で、これに関する項目を以下のとおり改正します。

なお、記載以外の項目については従来の適用と同様です。

改正後
平成27年4月1日以降契約工事より適用
土木工事共通仕様書（案）平成26年4月 8ページ 1-1-10 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、建設業法に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に 提出 しなければならない。

現行
平成27年3月31日まで適用
土木工事共通仕様書（案）平成26年4月 8ページ 1-1-10 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、建設業法に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に 提出 しなければならない。